

# 會員の頁

第28卷 第2號 昭和17年2月

## 土木新體制論

正會員 馬場宗光\*

國家新體制の機運に刺戟されて各種方面にこの新體制が叫ばれて着々實現を見るに到つた吾が土木界に於ても中央地方とも多少の動きもある様に見受けらるゝも差したる新體制の機運も見られない。先に宮本博士の技術新體制論を見たが所謂抽象的指導方針にして具體的活動の段階迄には程遠いものゝ様に察せられる。今や世界的動亂の絶頂我國中央地方とも否應なしに革新的新體制を必要とする今日、特に吾が土木界に於ては時局に對應してどうしても新體制の役割を一日も早く實現する必要ありと思はれる。即ち土木技術界は勿論土木請負界に於ても是非とも一大革新の必要ありと痛感するものである。今我々一小技術者が彼れ此れ述ぶるは或はおこがましき至りなりと雖も苟も生を大日本國に受くる以上國家を思ふ一念に於ては上下の區別は無いのである。今私が二十年來土木界に身を投じ見聞し來たれる一小經驗を以て土木新體制に就きて、所見を披瀝して敢て江湖の批判を乞はんとするものである。先づ土木新體制を論ずる前に土木界の現状を見るに

### 1. 設計者と施行者の分離

凡ゆる官界民界の土木界を見るに事業主と工事施行者即ち請負者は判然と別個の立場にあつてどうしても渾然一體となる事が出來ない。請負者は長い歴史を以て其の傳統を誇り近時自然世の趨勢に押されて改善しつゝあると雖も古き慣習は仲々近代的組織と技術運用をなすに至らず徒らに利益を本位として功を急ぐと云ふ現状である。設計者は又工事施行に暗く徒らに豫算豫算に引摺られて確信ある設計を爲すを得ず、一度災害に際會せば百年の苦心も水泡に歸すると云ふ現状を呈する有様である。唯内務省に於て古くより直營施行を爲し稍々理想の工事を施行し居ると雖も日本土木業界のはんの一小部分に過ぎない。この點は充分考慮して是非とも設計と施行とは不離不足のものとなし、設計者自らこれを施行する様にしなければならぬ。

### 2. 混淆せる土木技術者

土木技術者には河川、道路、港灣、鐵道、上下水道、水力等の専門技術に分れてゐるが昨今の如き技術者拂底の場合は、往々にして爛違ひの技術を擔當し爲めに設計施工の技術及能率上非常な齟齬を來す事が多い、これは是非とも中央に於て専門技術者を統制しなければならぬ。

### 3. 技術統制の皆無

同じ港灣の技術を監督するに内務省がやり、又農林省(港灣)がやり。水力電氣の監督に内務省があり、遞信省がある、塘堤工事を内務省がやり農林省がやり。これでは監督は勿論技術的統一が出來ない。

### 4. 土木諸材料の不統一

土木材料はセメントにしろ鐵材にしろ非常な厖大なる數量に上る一方に於ては潤澤に之を使用し、一方に

\* 東北振興電力株式會社技師

於ては殆んどこれ不足と云ふ現状である。これはどうしても統制しなければならぬ。

#### 5. 勞務者の統制

各種工業の内最も遅れるる労働體制を有するものは土木事業である、最も他工業に比し比較的才能を要せざる労働にて間に合ふ故あらうが組織ある労働は其の作業能率に非常なる影響があれば、労働者は此の際其の能率に応じて統制して適材適所の組織労働を爲さしめる事が必要である。

#### 土木新體制私案

概説 本案に於ては土木事業は國營民營の如何に關せず重要なものは凡て事業を國家に於て統制計畫、統制施行を爲さんとするものにして、即ち先づ國家は中央に内閣直屬の土木院を設置し、土木事業一切を統率し事業の統制を爲すと共に技術者の統制を爲し又勞力資材の統制を爲さしむるものとす。而して工事施行は國營民營の二種に大別し民營請負は凡て精算請負制度となし労働者は凡て國民皆勞に依る登録制労務者を徵用又は應募制度となす。重要な土木事業は國家に依り其の重要度の順位を定め技術者及労務者凡て其の技能に応じて順位を定め即ち資格に依りて全國共通の技能順位を定めて置く、民營事業は計畫を樹て地方長官を經て土木院に事業の認定を申請し技術及資材資金労務者の配給證を得さしむ。

左に順を追ひて今少しくこれが組織を検討せんに、事業の種別、國家は豫め其の事業の重要度に依り左の區別を爲す。

第一種事業： 國直轄の軍事事業、國防事業

第二種事業： 國直轄の河川、港灣、運河、道路、水力、水道、火力、鐵道、通信、運輸事業

第三種事業： 府縣直轄の河川、港灣、運河、道路、水力、水道、火力、鐵道、通信、運輸事業

第四種事業： 市町村直轄の同上事業及一般公益の同上事業

第五種事業： 一般民間同上事業

技術者の種別 技術者は凡て國家に於て統制し登録制とし、技術者を設計施行の二種とし、尙之れに拾階級を設ける。即ち設計一級より十級、施行一級より十級迄とし専門教育を受けし者と雖も必ず十級より進級するものとし唯専門教育を受けし者は進級年數を短縮する制度とす。

労務者の種別 一般労務者も凡て國家統制登録制とし技能別に階級を制定し労銀は其の級に依り決定せらるゝ組織とし、之が進級は各個人の経験と労務委員會の認定に依る事とす。

國民皆勞組織 全國民は満十五歳より六十歳に至る者凡て一定の労働を爲すべき義務を負擔せしめる。即ち年齢に応じて一年を通じ、一週間乃至三週間國家の指定する労働に從事する義務を有す。國家は各人に労働票を配布し労働證明を爲す、此の場合労働報酬は各人の技能に応じ事業者直接各人に支拂を爲すものとす。労働證明は事業者並市區町村長之を爲すものとす。

工事施行 中央に資材統制配給會社を設置し全國に夫れ夫れ各ブロック毎に出張所を置く又機械器具配給會社（主として損料貸）を設置し機械器具の配給の圓滑を期す、直接工事施行は前述の事業種別に依り事業の重要度に依り資材器具機械の配給を行ひ又工事施行の直營以外は一大精算請負會社を作り而かも業種別とし即水力、水道、河川、港灣を第一部門とし、鐵道、軌道、其他交通事業を第二部門とし、建築を第三部門として夫れ夫れ請負會社を設立し技術者、労務労働者は凡て前記國家登録に依る者をして從事せしめる、而して從業員労働者は原則として事業者の任意採用なるも事業の性質に依り又は事業者の申請に依り國家は必要なる技術者、労働者を徵用從事せしめる事を得るものとす。

報酬金制度 精算請負會社は凡て規定報酬金を得るのみとして技術者及労働者は夫れ夫れ規定の報酬を受くる外労働能率増進の爲即作業に於ける請取制度に依る超過報酬は工事精算後割戻金交付制とする。

労働者幹部養成機關 全國各ブロックに國家労働幹部生養生所を設置し修了者を國民皆勞の労働者の幹部となし労働者の直接指揮命令を爲さしむ。

労働組織 上記の如く國民皆勞制なる爲事業者は直接又は間接に労働者は容易に募集を爲し而かも賃金の支拂等は労働票に依る等級に依り支拂ひを爲し、請取仕事の場合は工事精算後之を労働者に割戻を爲し労働者は夫れ夫れ各階級に依り明示しあるを以て使役に便とし、技術者も凡て等級別なるを以て階級判然とし自ら作業の統制も行き届くものとす。而して全國共通制度なる爲労働賃金の決定に便とす。尙團體労働にありては此の階級に依り組織を判然となし一組より一少隊一中隊と凡て軍隊組織に編成し、労働時間の嚴正と労働の組織訓練を是正し能率を増進せしむるものとす。

保險衛生娛樂 國民皆勞制なる爲凡て労働保險制を實施し災傷害の場合は凡て災害保險に依り實施し労働者の衛生娛樂其の他は監督官廳の監督の下に事業者自ら設備經營する事にする。\*

精算請負會社の設立 我國土木請負會社は中央地方共其の數無數にして而かも請負の内容は依然として舊體制なるを以て此の際滅死奉公の精神を以て中央地方共一大合同を爲し以て如上新體制の精算請負會社を作るにあり即ち中央に於ける大請負會社は須らく大合同を爲し其の有する機械器具は凡て機械器具配給會社に提供し又一大精算請負會社を作り、其の卓越せる有能技術者及事務者を新體制の精算請負會社に送り職域奉公の精神にて發足せしめなば必ず理想の請負を實現せしめ得るものと思はる、又地方に於ても各縣内の請負を合同して之を統制し精算請負を爲さしむれば從來の弊害たる談合金等を要する事無く又中間搾取の憂も無く工事は完全なる施行を爲し得る事となる。

精算請負會社運營組織 本會社の主腦部は凡て國家統制登錄技術者中設計施工共一級以上の人物を充て其の組織は軍隊式とし小は一班より少中大隊聯隊に及び一個聯隊を活動主體となし班長は凡て登錄技術者十級以上のものとす、労務者は凡て國民皆勞に就き國家登錄制に依る労働局よりの配給に依るものとす。事業の種類に依り労務者は徵用令を發動し得るを以て労働者の不足は皆無となり賃金につきても労働者技能認定ある爲め何等懸念する事無く又作業は監督技術者の査定に依る請取作業に依り賃金割戻歩合ある爲作業能率の減退を憂ふる事無きものとす。而して精算會社の利益は國家の利潤統制に依る規定配當に支障無き程度の工事精算金報酬を受くる制度となすを以て利益の配分に對しても何等配慮を要せざる事となる。